



会務通信

会員数/個人会員 1,055 名 法人会員 64 法人 (8月1日現在)



撮影：幡多 聡

INDEX

◆ 長月	会長 梅村 守	2
◆ 境界問題相談センターニュース No.57		3
◆ 理事会体験記	広報委員 岡田 厚子	6
◆ 中部ブロック協議会 令和5年度定時総会報告	広報部長 片岡 忠雄	7
◆ キッズ本格おしごと体験報告	社会事業部副部長 佐野 潤	8
◆ 第23回あいち境界シンポジウム報告	あいち境界シンポジウム 実行委員長 小島 篤実	9
◆ 事務局からのご案内		11
◆ 編集後記		12

長 月



会長 梅村 守

9月に入り、暑さも和らいでいるだろうと想像しますが、（原稿を書いている8月21日は、最高気温が35度でした。）とにかくこの夏は暑く、世界では2023年7月は「史上最も暑い月」だったようです。測量現場での作業も大変だったと思います。まだまだ残暑が続くと思いますので、引き続き暑さ対策をしっかりとしていかなければならないと感じております。

さて、この会務通信が発行される本年の9月1日は、皆さんご存じのとおり関東大震災から丸100年に当たります。そしてこの日は「防災の日」として、日本での地震や津波、台風などの自然災害への備えを意識し、防災に関する知識や意識を高めることを目的として設けられたということです。本会においても、各支部の協力のもと、会員の安否確認の訓練を実施しますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。



第23回あいち境界シンポジウム 梅村会長

ところで、先日のあいち境界シンポジウムは、「関東大震災から100年 どうする防災！」というテーマで開催しました。基調講演において福和伸夫名古屋大学名誉教授が、近年確実に起こるとされる南海トラフ巨大地震に対して、過去の歴史とデータに基づいて深刻な内容ですが、引き込まれるように興味深く講演してくださいました。

そのときに中部発の日本破綻を回避しなければならない。過去の南海トラフ地震では半割れという地震が多く、2度の大きな地震が来ると考えられ、その間隔は2年であったり同日であったり様々な可能性があるとのことであり、東日本大震災に比べると、はるかに甚大な被害が予想されるので、社会のあらゆる組織が本気になって、自分事としてそれぞれの分野において防災減災対策に取り組むことが重要であることを強調されました。

私たちにできることは様々ありますが、土地家屋調査士という専門家の立場として、事前防災の観点から、狭あい道路の解消と境界確定の重要性について、提言していくことが使命であると確認する場となりました。

この秋は、毎年恒例の各支部での無料相談会や法務局支局出張所での実態調査が実施されます。土地家屋調査士制度の維持発展のために尽力いただく会員の皆さんには大変ご苦勞をお掛けしますが、よろしくお願い申し上げます。

愛知県土地家屋調査士会 境界問題相談センターニュース



No.57

今回は、当センター運営委員会前委員長で弁護士の北條政郎先生に「弁護士から見た調査士会のADRの利用価値」について、運営委員会に長年携わって来られたからこそのご見解を掲載させていただきました。

弁護士から見た調査士会ADRの利用価値 －近隣紛争解決の宝刀－

あいち境界問題相談センター運営委員会委員 弁護士 北條 政郎

1. 弁護士にとっての近隣・境界紛争－ADRへの誘い

弁護士にとって境界確定訴訟はあまり馴染みのある事件ではありません。近隣紛争に関連して境界問題が指摘されたりする相談が年間数件ある程度だと思います。そして、境界確定訴訟の提起にまで至るのは、2～3年に1件程度。これが、私のような平均的なマチ弁の経験数といったところでしょう。私は、半年から1年に1件程度の境界確定訴訟の依頼を受けている感覚ですから、普通よりは多くの境界事件を受任していると思っています。

私は、当会境界ADRの運営委員で、1件でも多くのADR申立があるように他の運営委員と一緒に知恵を絞っているのですが、そのADRの手続きに親しまない事件、つまり相手の態度が強行あるいは理解しがたい主張をしていて、とても話し合いが期待できない事件については、ADRの申立を諦め、訴訟提起とせざるを得ません。逆に言えば、やむを得ない場合には訴訟とならざるを得ないのですが、弁護士は、近隣紛争については、先ずADRの申立を検討し、早期の話し合いによる解決ができないかと考えます。そこで、弁護士から見て、「ADRの利用価値」とはどのようなものか、弁護士がADRへと誘われる所以を考えてみました。

2. 近隣・境界紛争の具体的様相

弁護士に対する相談は、まず近隣紛争から始まり、そこから境界問題の伏在が判明することが多くあります。また、近隣紛争がない隣地の測量に起因して境界問題が顕在化することもあります。

そのような紛争を解決する手段は、もちろん直ちに訴訟提起も考えられますが、弁護士としては、なんらかの「話し合い」ができないものかと考えを巡らせます。古くなった建物を取り壊したいが、屋根などの建物の一部が越境している可能性があるとか、また建物取壊しのための足場を立てる場所は隣地のどの程度の範囲までになるのか不明などの場合、あるいは筆界や所有権界が不明な場合にこれを明確にしないと足場の設置場所やその範囲などを合意できず、そうでないと建物取壊作業に入ることができないというのでは、建物取壊が遅延しひいて土地の利用が妨げられることとなります。そこで弁護士は、隣地所有者らとの間で早期になんらかの前向きな話し合いや合意ができないかと考えます。この場合、改正された民法 209 条は、「境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕」や「境界標の調査または境界に関する測量」等の目的のために「必要な範囲で、隣地を使用できる」と規定しており、これは、このような目的のために「土地所有者は、隣地を使用する権利を有している」との考えによるものとされています。そこで、この「権利」をそのまま実行することも考えられますが、やはり「他人の土地」に立ち入る以上、一言、声をかけない訳にはいきません。条文の解説には「邪魔されたら妨害禁（差）止仮処分を申し立てれば良い」というようなことが書かれていますが、権利があるからと言って他人様の土地を黙って「利用」すれば、普通は、喧嘩を売られたのと同じことになり、「警察沙汰」となることも考えられます。

3. 隣人間調整の必要とADRの親和性

そこで、どのようにして隣地所有者らとトラブルを起こさないように人間関係を調整しつつ建物取壊を実現し、併せて「境界問題」にも解決の糸口を見つけるのかと考えると、「裁判沙汰」ではない「ADR」つまり当会の境界問題相談センターの調停手続きを利用するのが、考え得る早期の紛争解決あるいは紛争勃発前の隣人間の利害調整として望ましく、話し合い解決を目指す調査士会ADRの近隣紛争解決に対する親和性が見てとれると思います。

4. 弁護士と調査士が協働する調査士会ADR

当会の境界ADRは、あくまで相手方が手続きに応じることが前提条件ですが、調停委員である弁護士が法律的な判断をもとに権利関係を整理し、境界問題の専門家である調査士の調停委員が公図や地積測量図をもとにして、占有界や所有権界あるいは筆界についての一応の判断あるいは見解を示しつつ、現地の建物の存続状況や周辺土地の利用状況などを勘案し、双方のメリットを最大に、デメリットを最小にするべく一定の解決策を提案して、合意に向けて当事者とともに進んで行くことができる手続きだと思えます。弁護士は、境界のことは殆ど分からない。弁護士は、「筆界」について教科書で読んだことはあるが、そんな目に見えないものより実際の所有権界あるいは占有界が大切だと考え、「地図」とは「Google Map」のようなものとしか理解していない。私はいつもこのように話していますが、そのような弁護士からすると、調査士会ADRの利用価値とは、土地の境界が現地において明らかでないことを原因とする民事紛争について、上記のようにして、弁護士と調査士とが協同して、「近隣紛争」を解決の港に導いて行くことが大いに期待できることであると思えます。

5. 境界確定判決・筆界特定では入らない杭

境界確定訴訟は、調査士が作成した現地を指示確定（復元）することができる測量図があれば（これを作成することは相応に専門性を要することだと思いますが）、裁判官はそれを信頼して境界を確定する判決（原告所有地と被告所有地の境界は「A点とB点を結んだ直線であることを確定する」）、そして請求（の趣旨に記載）があれば、境界確定をした「A及びBの各点に□□製の境界杭を設置せよ」との判決をしてくれます。しかし、後者の「境界杭の設置」は必ずしもその「強制執行」の方法が明らかでなく（最近、杭の設置を命じる主文を含む境界確定判決をもらいましたので、境界杭設置の強制執行の方法については、別にご報告できると思います）、また調査士の多くが利用していると考えられる筆界特定手続きでも、境界杭の設置は目的とされず、「筆界特定では杭は入れられない」と言われています。そして、調査士会ADRなら「杭を入れられる」とされています。

6. まとめ

そうすると、単なる筆界の確（特）定に留まらず、杭の設置や民法209条に掲げられた目的のための隣地使用その他の近隣紛争を早期に適宜の内容で解決に導くための手法として、弁護士にとっても、「調査士会ADR」の利用価値は大きく、調査士会ADRは、近隣紛争解決のための宝刀と言っても良いものと思います。また、調査士の方も、弁護士と共働代理で又は補佐人として本人と共に、大いに利用されることを期待します。

（あとかき）

今回は、運営委員会前委員長弁護士の北條先生から調査士会の外から見たADRの利用価値についてご投稿いただきました。運営委員会等の愛知県土地家屋調査士会に携わっている弁護士の先生方は、土地家屋調査士の業務に理解のある方ばかりです。また、ご意見、相談等がございましたらセンターへご連絡ください。お待ちしております。

（あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹）

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター（愛知県土地家屋調査士会内）

電話番号 052（586）1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

理事会体験記

日 時：令和5年7月19日（水）午後1時から同4時10分

会 場：愛知県土地家屋調査士会会議室

令和5年7月19日の第4回理事会にオブザーバーとして参加させていただきました。出席者は会長はじめ、副会長、専務理事、常任理事、理事、監事、オブザーバーが当日の構成員でした。

当日はエアコンが故障しており、できるだけ涼しい服装で来てくださいとのお知らせがあらかじめあったため、それを意識して出席しました。扇子、扇風機などをフル活用で会議が始まりました。私は隣の席に座っていたオブザーバーの清水範和総務部員が小型扇風機を貸してくださったので、快適に過ごすことができました。

理事会はあらかじめ資料がインターネット上の共有ファイルで確認でき、出席者の皆さんはパソコン等を持参して資料を見ながら会議が進行していきます。

議題は「協議・審議事項」、「協議事項」、「報告事項」、「その他」の順で審議されます。

議題ごとに発表担当者が決められており、順を追って会議が進行していきます。

議題はタイムリーなものが多く、この会議で審議されて愛知会の事業が進行しているのだと改めて思いました。

当日はエアコンが壊れていたためか、早めに会議は終わりました。

終わってみて、愛知会の事業の進行は役員の皆様の知恵と労力の賜物であると実感した次第です。真摯に会の事業に向き合い、会の維持発展に尽力をしてくださっている役員の皆様に感謝の気持ちを持ちたいと思います。

（広報委員 岡田 厚子）



中部ブロック協議会 令和5年度定時総会報告

定時総会 日 時：令和5年7月7日（金）14時～17時
会 場：サイプレスガーデンホテル
分科会 日 時：令和5年7月8日（土）9時～12時
会 場：名古屋都市センター 14階会議室

中部ブロック協議会定時総会に参加してきました。正式名称は「日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会定時総会」う～ん、長い！「会」が4つも入っている会議に生まれて初めての参加。これ以上「会」が入っている会議に参加したことがある方は、ぜひ教えてください。

全国8ブロックのうちの一つ、名古屋法務局管内の中部6県（愛知、岐阜、三重、福井、石川、富山）の単位会が所属する中部ブロック協議会。会長は愛知会梅村会長です。

今回の総会は愛知会が当番会ということで、愛知県開催。中部ブロック6県の会長、副会長、部長、さらに中部ブロック選出の連合会理事などの構成員に加え、来賓として名古屋法務局長、民事行政部長、首席登記官、総務課長、連合会副会長、日本司法書士会連合会中部ブロック会長、全国7ブロックの会長、全国土地家屋調査士政治連盟会長、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会長、土地家屋調査士政治連盟中部ブロック協議会長、中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会長・・・。司会者泣かせの肩書の方々にもたくさん御列席賜り、盛大に開催されました。名古屋法務局長（管区内）表彰もあり、愛知会総会の超平和バージョンといった雰囲気でした。表彰された会員の皆様、おめでとうございます。



総会終了後には同じ会場で懇親会開催、懇親会後には階を移して二次会も開催されました。

その後は各自の判断で三次会へと突入していきました。私としては、懇親会では他会の方々と交流でき、二次会では愛知会役員と親密な会話ができ、とても有意義な時間となりました。

総会翌日には会場を名古屋都市センター 14階会議室に移して、分科会が開催されました。

ブロック会長会議、総務・財務分科会、業務・社会事業分科会、研修分科会、広報分科会と5分類され、各会一部屋での会議です。私が参加した広報分科会では、各会の現状、課題などを話し合いました。的確な広報活動を実施するために、今後も情報共有し、連携をとっていきたいと思います。女性会員の会合も早期実現を目指します。

参加者の一人がため息交じりに発した言葉がいまも耳に残っています。「広報は大変ですね」激しく同意します。ただし、【大変】を並大抵の苦勞ではないことを表す意味ではなく、大きく変わる、変わる必要があるという意味においてです。愛知会から始めていきたいと思ひます。

（広報部長 片岡 忠雄）

キッズ本格おしごと体験報告

日 程：令和5年7月30日(日)
時 間：10:00～17:00 ※最終受付 16:30
場 所：イオンモール名古屋茶屋

令和5年7月30日(日)にイオンモール名古屋茶屋において、「キッズ本格おしごと体験」という行事を行い、本年のGWにイオンモール扶桑で行われた際と同様に調査士会として参加をしました。



「キッズ本格おしごと体験」の大きな内容としては、無料で配布される当日の出店ブース(土地家屋調査士、プログラマー、福祉関連の仕事、ハンドメイド)のチケットを持った子どもたちが、自由に各ブースを訪れるというものです。

土地家屋調査士のブースでは、各種境界標や、書籍「じめんのボタンのナゾ」を展示し、「家の周りや通学路にこれらの境界標が設置されているけれど、見たことある？」と聞いて子どもと親御さんとの話を促したり、これら境界標を設置しているのが私たち土地家屋調査士であることを説明したりしました。



また、子どもだけではなく、その親御さんにもトータルステーションの視準や距離計測を体験してもらいました。子どもたちはもちろんのこと、それ以上に夢中になってトータルステーションを操作する親御さんの姿もあり、そうした姿が次の来場者を呼んで、結果、子ども143人とその家族が調査士ブースを訪れてくれたほか、隣のブースで設営されていた他組織の方が、「どうも気になって仕方がない」と来場者が少ない時間に、調査士ブースを訪れてトータルステーションをさわっていく姿も見られました。

今回の事業を通じて、子どもたちへの説明は専門用語を使うわけにもいかず、日頃のお客さんへの説明がどうであったかを省みる機会となりました。また、子どもたちを通じた土地家屋調査士のPRは、きっと遠い将来につながっていくのではないかと感じました。

次回以降、もし同様の事業があるのであれば、今度は開催地の近くで開業している土地家屋調査士にも参加していただきたいと感じています。それは、比較的近隣から来場される方が多いため、来場者と地元の話で盛り上がり、より土地家屋調査士を身近に感じていただくことができるからです。

今回の事業にご尽力いただいた皆さまに感謝申し上げます。ありがとうございました。

(社会事業部副部長 佐野 潤)

第23回あいち境界シンポジウム報告

こんにちは、あいち境界シンポジウム実行委員長の小島と申します。
令和5年8月1日に開催しました第23回あいち境界シンポジウムのご報告をいたします。

第19回シンポジウム（2019年）に登壇いただいた名古屋大学の福和名誉教授と昨年末にお会いする機会があり、講演またやりましょうねと仰っていただきました。

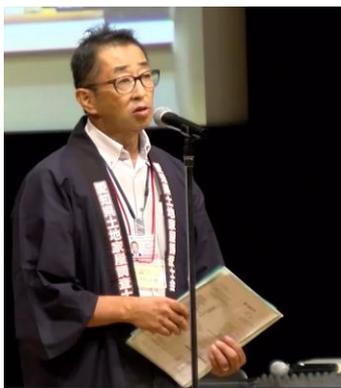
そうしたこともあり、シンポジウム実行委員会で話し合った結果、福和先生に再度講演いただくことに決定しました。

福和先生は名古屋大学を退職されましたが、他大学の客員教授、特任教授、上席研究員、政府機関の主査、委員など、多岐にわたる活動をされています。今年3月に放送されたNHK防災番組の監修や各地で講演なども行っており、非常に多忙な方です。すでにシンポジウムの日程が決定していたため、多忙な福和先生に出演の依頼をする際は本当に緊張しましたが、快諾いただき実行委員一同安堵しました。



第2部 パネルディスカッション

タイトルの「どうする防災」は、関東大震災から100年が経ち、南海トラフ巨大地震がいつ発生するか分からない中で、狭あい道路の解消や境界確定が防災・減災には欠かせない重要な要素であることを広く伝え、皆さんに興味を持っていただくことを願い、NHK大河ドラマの「どうする家康」をもじって名付けました。



小島シンポジウム委員長

ここまでは順調に進んできましたが、開催までの時間が限られています。シンポジウムの構成や他の出演者の選定、事業計画書作成、共催・協賛・後援の依頼、ポスター・チラシ制作、参加者募集、会場の打合せ、出演者との進行の調整、報道機関へのPR活動など、全てがスムーズに進まない中での苦労もあり、シンポジウムが終わるまで、緊張が解けることはありませんでした。

福和先生にはご多忙にもかかわらず、3回も打合せに参加いただきました。毎回ホンネで意見を述べていただき、委員会でパネルディスカッションの進め方を何度も練り直しました。福和先生から、このシンポジウムは、やんちゃいっぱいがいいのか、粛々と進めるのがいいのか、どちらですか？と問われたことがとても印象的でした。

開催日当日は、多数（449人）の来場者がありました。運営スタッフとして調査士会、公嘱協会、政治連盟、合わせて63名の役員の方が一致協力してくださり、大過なく終えることができました。参加された方からの評判も良く、福和先生のやんちゃいっぱいのトークに高評価をいただきました。準備期間も含め、関わった人たちは相当な数にのぼります。皆様のご協力に心より感謝を申し上げます。

肝心のシンポジウムの内容については、後日発刊予定の地図読み人をお読みいただくことで、今回は割愛させていただきます。

以下、本シンポジウムの概要を映画のエンドロールのつもりで記しておきます。

第23回あいち境界シンポジウム

タイトル 関東大震災から100年 どうする防災！
～命と社会をまもり 未来へつなぐ～

日時 令和5年8月1日(火) 13時30分開始 (受付13時)
場所 ウィンクあいち 大ホール
内容 第1部 基調講演 「どうする防災」 13:40～15:00
名古屋大学名誉教授 福和伸夫 氏

第2部 パネルディスカッション 15:15～16:40
テーマ 命と社会をまもり未来へつなぐ防災対策
～狭あい道路解消と境界確定を考える～

パネリスト

国土交通省中部地方整備局企画部事業調整官 (中部圏広域地方計画推進室統括副室長)	大島 常生 氏
中部大学工学部建築学科准教授	松山 明 氏
名古屋市緑政土木局路政部主幹(測量)	森下 直樹 氏

コメンテーター

名古屋大学名誉教授	福和 伸夫 氏
-----------	---------

コーディネーター

愛知県土地家屋調査士会会長	梅村 守
---------------	------

共催 国土交通省中部地方整備局

協賛 公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

後援 日本土地家屋調査士会連合会、名古屋法務局、愛知県、名古屋市、あいち・なごや強靱化共創センター、愛知県司法書士会、(公社)愛知県宅地建物取引業協会、(公社)愛知建築士会、名古屋大学、中部大学、中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、建通新聞社、NHK名古屋放送局、CBCテレビ、テレビ愛知、東海ラジオ放送、FM AICHI

参加者数 449人(一般75、議員64、官公署44、中部地区土地政策推進連携協議会65、建築士宅建士11、他会調査士66、愛知会調査士124)

当日のスタッフ 63名(調査士会、公嘱協会、政治連盟)、調査士会事務局3名、
撮影記録PCセットアップ業者3名

実行委員会 2月24日から7月25日まで計9回

出演者との打合せ 5回(4/3, 4/10, 4/13, 5/1, 6/8)

お読みいただき、ありがとうございました。

(あいち境界シンポジウム実行委員長 小島 篤実)

事務局からのご案内



9月の会務予定

- 2日 第18回特別研修(考査)
- 5日 総務、財務、社会事業部会
- 6日 業務、研修、広報部会
資料センター運営委員会
- 7日 研究所ゼミ
- 13日 新入会員業務研修委員会
広報戦略PT、事業開発PT
- 14日 あいち境界問題相談センター担当者会議
- 19日 理事会
- 27日 研究所全体会議

退会者

荒井 輝行 (一宮支部)
愛知第1744号/昭和56年1月入会

阪野 錠一 (名古屋北支部)
愛知第1944号/昭和62年2月入会

野々垣 徳幸 (一宮支部)
愛知第1723号/昭和54年12月入会

土地家屋調査士法人の入会

中本土地家屋調査士法人 (知多支部)
18-0049
R5.8.1 入会
〒470-2347
知多郡武豊町字道崎 26 番地の 6
TEL 0569-73-2828・FAX 0569-73-6968
社員: 愛知第 1345 号 中本 幹男
愛知第 2878 号 佐藤 文生

訃報

藤田 彰 (知多支部)
愛知第 1554 号/昭和 50 年 1 月入会
令和 5 年 8 月 9 日逝去 (71 歳)

田中 勇 (豊田支部)
愛知第 2713 号/平成 21 年 6 月入会
令和 5 年 8 月 15 日逝去 (76 歳)

謹んでご冥福をお祈りいたします

◆令和5年度第2回定例研修会について (予告)

第2回定例研修会は、日本土地家屋調査士会連合会のeラーニングを利用した研修を予定しています。実施期間は9月25日(月)から10月16日(月)を予定しています。この期間中に、連合会eラーニングの中から、当会の指定する講義を視聴していただきます。開始日の9月25日に、詳細を記載した通知を発信しますので、ご確認ください。

なお、eラーニングを視聴するためには、連合会ホームページの「会員の広場」への登録が必要となりますので、会員の皆様は、事前に準備をお願いします。

また、連合会ホームページ「会員の広場」への登録方法及びeラーニングのユーザーマニュアルについては、後日、ホームページ等でお知らせいたします。



☑ 業務に関するお知らせ（7月21日から8月21日まで）

- 7月24日 土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」の価格改定
- 7月24日 旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領の改正について
- 7月27日 名古屋法務局から依頼された職員募集及び選考採用試験（係長級）実施の周知
- 7月28日 人権擁護委員適任者に関する人材情報の提供について(依頼)
- 8月7日 土地家屋調査士フォーラムについて
- 8月10日 令和5年度第1回定例研修会の動画公開について
- 8月15日 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの一部改正について
- 8月18日 住家の被害認定研修(あいち・なごや強靱化共創センター行政人材育成研修)
- 8月21日 申請用総合ソフト起動時にアプリケーションのインストールを求めるメッセージが表示される事象について
- 8月21日 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に当たっての周知
- 8月21日 狭あい道路解消シンポジウムの開催について

以上、ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。



表紙写真 「夏夜のイロドリ」

豊田支部 幡多 聡 撮影場所：豊田市

毎年7月末に開催される「豊田おいでんまつり」の花火大会。花火師さんの“熱い想い”を写し撮りたく、毎年撮影に挑戦しています。

編集 後記

お盆も過ぎて少しは暑さが和らぐかと思っておりましたが、まだまだ暑い日は続きそうです。毎年、お盆には両親の実家に墓参りに行き、じいちゃん、ばあちゃん、ご先祖様に1年分の出来事の報告をしています。今年もまた暑い日だったので大量の汗をかきながらの墓参りでした。しかも1年分の報告ですから時間がかかることかかること。終わった時には頭がぐらくら、すぐにクーラーの利いた場所に逃げました。ご先祖様許して！

これからも暑い日が続くと思いますが皆様体調にはくれぐれも気を付けてください。

(広報委員 伊藤 卓)

- 発行日 令和5年9月1日
- 発行所 愛知県土地家屋調査士会
〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号
TEL 052-586-1200
- 発行人 梅村 守
- ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>

測量機器総合保険 (動産総合保険) のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

会員が所有・管理する測量機器(製品No.のある機器に限る)について

業務使用中、携行中、保管中等の

特徴1

偶然な事故による損害に対し、
保険金をお支払いします。

例えば

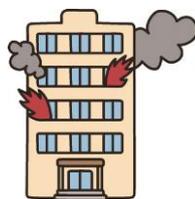
1

測量中誤って
測量機器を倒し壊れた。



2

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、
自宅等に保管中に
盗難にあった。



等

2023年度より縮小支払割合90%、免責15万円を廃止し、補償を拡大!

特徴2

個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

保険金額200万円の保険料

測量機器総合保険(本制度):34,780円

動産総合保険(個別加入):64,800円

約47%
割安

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。詳細はパンフレット等をご覧ください。

ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

2023年4月1日午後4時から2024年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10

土地家屋調査士会館6F

TEL 03(5282)5166

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03(3259)6692